Vを被害者とする殺人事件の捜査の過程で、甲警察署は、Vが生前、アルバイト先の同僚であるXから交際を求められ、しつこくつきまとわれていたという情報を入手した。生前VからXとの関係について何度も相談を受けていたVの友人Aは、Vの死亡推定日の3日前に最後に相談に応じた際に、万が一のことを考えて自分のスマートフォンのボイスレコーダーでVとの会話を録音しており、Aはこのスマートフォンを甲警察署に任意提出した。そこには、◎Vが「昨日もアルバイトが終わった後、自宅に着くまでXにずっとつきまとわれた。玄関の中まで入ってこようとするので大声で叫んだら、隣の人が出てきて、それを見てXは慌てて逃げていったけれど、最近だんだんエスカレートしてきていて怖い。警察に行ったほうがいいかな。」と話す音声が記録されていた。

また、Vの家族から甲警察署に任意提出された、Vが生前使用していたスマートフォンのボイスレコーダーには、Vの死亡推定日の前日に架かってきた電話での会話の録音が残されていた。そこには、②<u>男の声で「一度くらい付き合ってくれてもいいだろう。なんで俺の気持ちをわかってくれないんだ。もうおしまいだ。お前を殺して俺も死ぬ。」と話す音声</u>が記録されていた。当該通話はXの携帯電話番号から着信したものであることが判明した。

その後、Xは、Vに対する殺人の罪で起訴された。Xは公訴事実を否認し、Xの弁護人は犯人性を争う姿勢を示している。

Xの公判において、「被告人による本件犯行の動機及び意図」を立証趣旨として、上記下線部①及び②の音声の記録を証拠とするための要件について論じなさい。